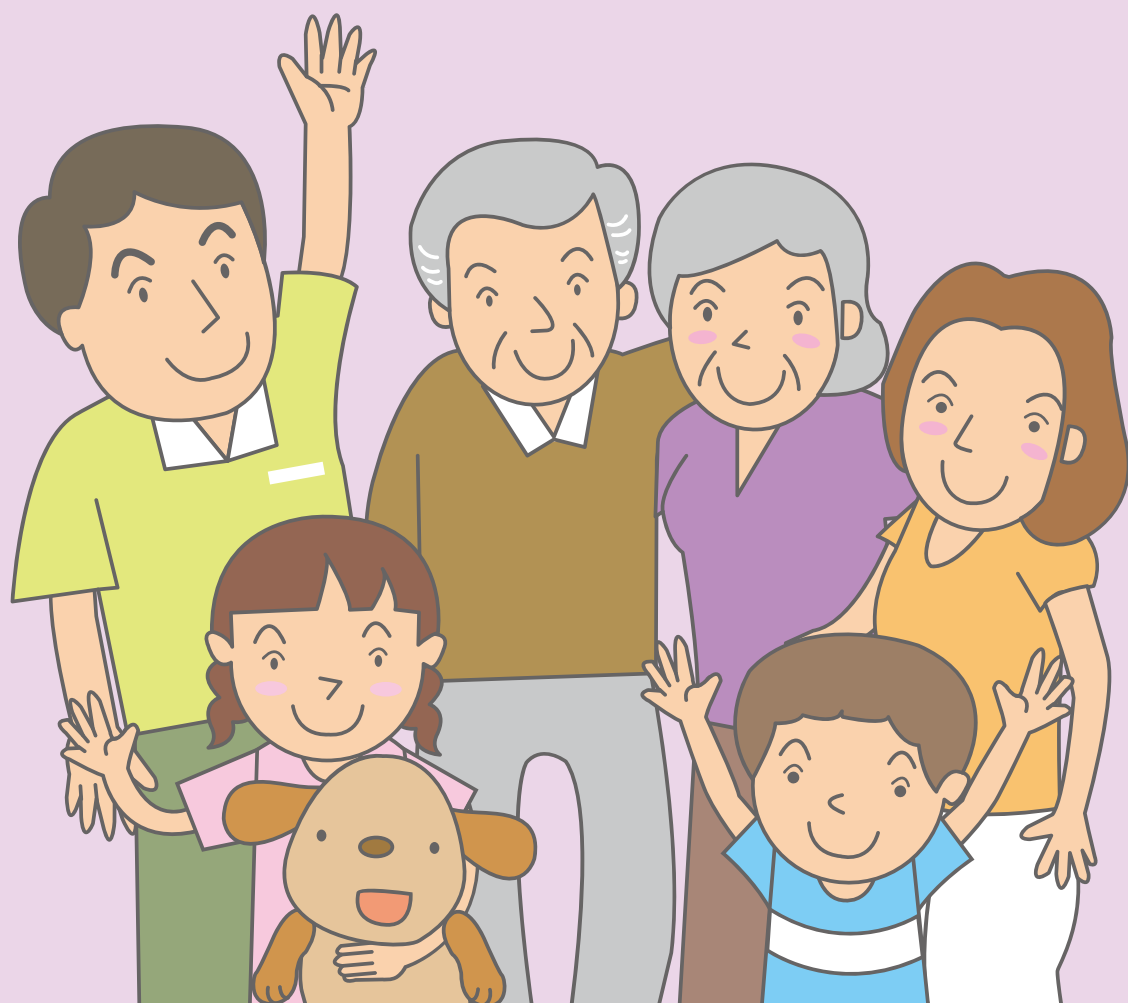


第4次 芦屋すこやか長寿プラン21

第4次芦屋市高齢者保健福祉計画 および
第3期介護保険事業計画

概要版



平成18年3月
芦屋市

「高齢者がいつまでも、いきいきと」

本市では平成27年には、高齢化率が26.7%となると予測され、市民のおよそ4人に1人が高齢者という超高齢社会を迎えます。

この超高齢社会を活力ある社会とするため、生活習慣病の予防や老化の予防、地域での健康づくりを進めるとともに、高齢者がいきいきした生活を送れるような元気なまちづくりを進める必要があります。

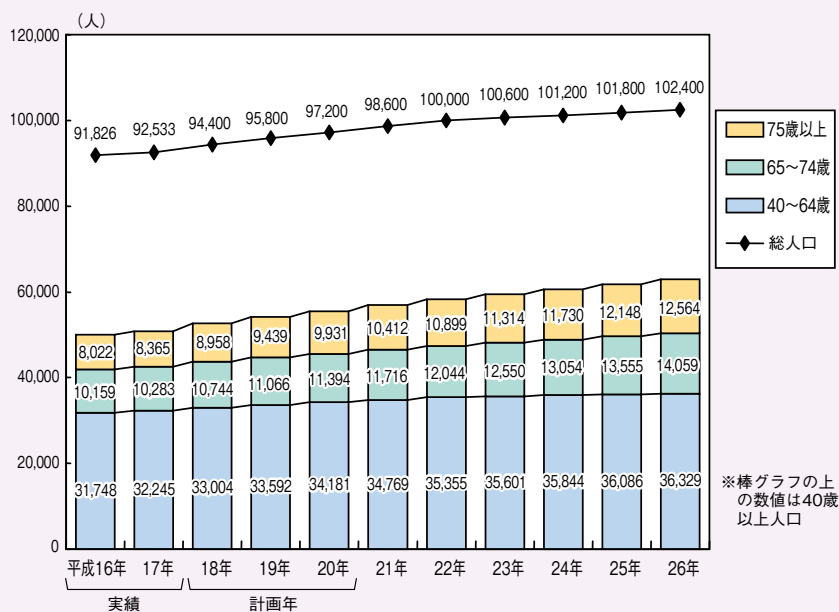
そこで今回、介護保険制度の改正にともない、新たに「芦屋すこやか長寿プラン21」（第4次芦屋市高齢者保健福祉計画および第3期介護保険事業計画）を策定しました。



芦屋市の高齢者等の推計

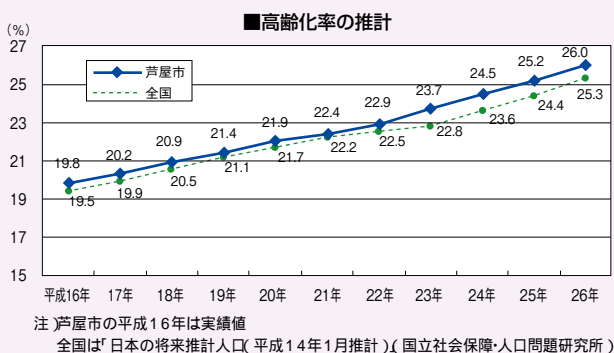
(1) 総人口と40歳以上人口の推計

40歳以上の計画対象人口は、本計画の目標年である平成20年にはおよそ55,500人に、平成26年にはおよそ63,000人と推計されます。高齢者人口は平成20年にはおよそ21,300人で、平成26年にはおよそ26,600人と推計されます。



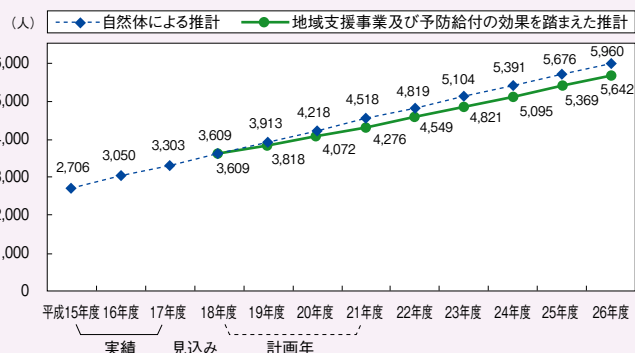
(2) 高齢化率の推計

高齢化率は平成16年の19.8%が、平成20年には21.9%に、平成26年には26.0%になるものと予想されます。



(3) 要支援・要介護認定者総数の推計

要支援・要介護認定者の推計は、平成20年には自然体では4,218人であるのに対し、介護予防（地域支援事業）及び新予防給付後は4,072人、平成26年には、それぞれ5,960人、5,642人になることが推計されます。



安心して暮らせるまち」をめざして

本計画の概要

基本理念

本市が目指す高齢社会像を次のように定めます。

高齢者がいつまでも、いきいきと安心して暮らせるまち

基本目標と重点施策

本計画では、次の5つの基本目標と重点施策を設定します。

基本目標1 総合的な介護予防の推進

地域包括支援センターの段階的な整備

支援や介護を要する前の虚弱高齢者の早期発見と、地域支援事業への参加を誘引できる体制の整備

基本目標2 地域におけるケアの推進

地域包括支援センター、在宅介護支援センターを拠点に、地域団体や地域住民の参画による地域ケアの推進

医療サービスの充実やかかりつけ医との連携により、医療ニーズのある要介護高齢者等の在宅生活支援生活習慣病の予防と地域での健康づくり活動の促進

基本目標3 高齢者の尊厳に配慮したケアの推進

高齢者の権利擁護の総合的な取り組み

認知症の正しい理解啓発と認知症ケアの推進

基本目標4 サービスの質の向上と情報提供

要介護認定の適正化と介護給付の適正化

事業者への適切な指導・監督の実施とケアマネジャーの資質の向上

介護サービス等の情報提供や相談体制の充実

基本目標5 積極的な社会参加の促進と安心のある暮らしづくり

生きがいづくり活動や就労、地域福祉活動等社会参加の促進

住み替えニーズへの対応のための住宅の確保や情報提供

市独自の生活支援サービスの提供

計画の期間

これまでの介護保険事業計画は5年を1期とするものでしたが、今回の介護保険法の改正により、平成18年度から平成20年度の3年間とします。また、高齢者保健福祉計画についても、同様に3年間とします。

施策の展開方向

1 総合的な介護予防を推進します

(1) 地域包括支援センターを創設します

高齢者等が介護や支援を必要とする場合でも、住み慣れた地域で可能な限り自立した生活を続けられるように、一貫した連続性のある支援や指導、包括的なマネジメントのもとでの介護保険サービスをはじめ、医療サービスやさまざまな生活支援サービス、適切な相談等や情報の提供等を行う拠点として、「地域包括支援センター」を整備します。

平成18年度は、日常生活圏域（中学校区）ごとに1カ所設置し、平成20年度には5カ所の設置を目指します。

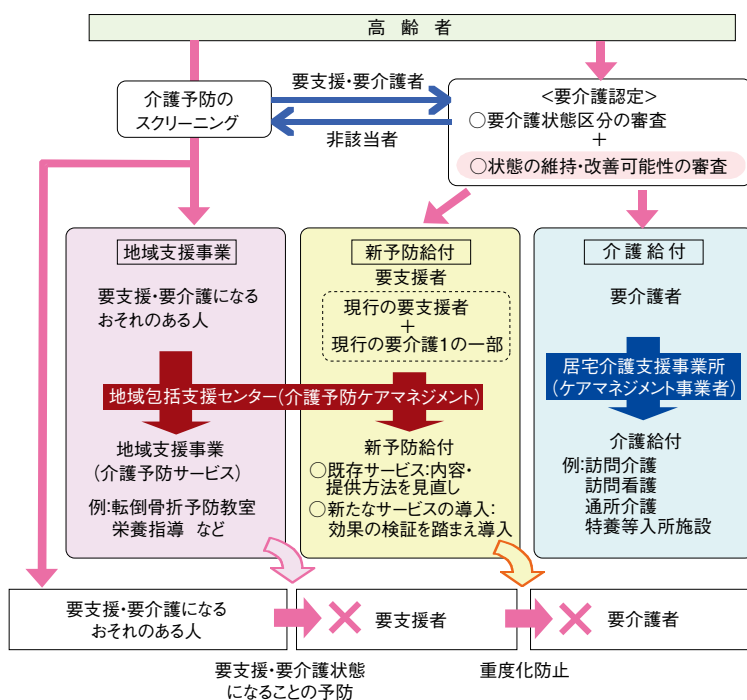
(2) 地域支援事業を推進します

すべての高齢者を対象に、介護予防に関する普及啓発等に取り組むとともに、要支援・要介護になるおそれのある虚弱高齢者が、要支援・要介護状態にならないように、運動器の機能向上や栄養改善、口腔機能の向上、閉じこもりやうつ予防などの地域支援事業を推進します。

(3) 新予防給付を推進します

身体状況の悪化を防止する観点をいっそう進め、自立支援をより徹底するため、要支援1及び要支援2の方（以下「軽度者」という）を対象に介護予防プランを作成し、要介護2以上への悪化防止を目指します。さらに軽度者が、生活機能の維持・向上や要介護状態の軽減、悪化の防止が図れるように、サービスの供給量の確保と質の向上を図ります。

■ 予防重視型システムへの転換（全体概要）



2 地域におけるケアを推進します

(1) 地域密着型サービスを推進します

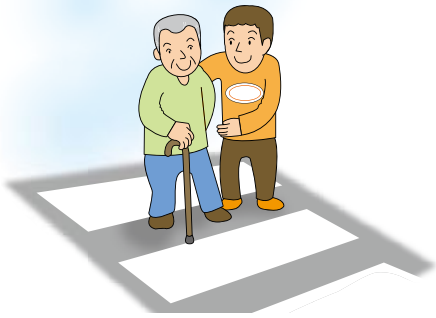
身近な地域や居宅でサービスを受けられる在宅サービス基盤の整備を進め、地域密着型サービスの提供を図ります。

サービス名	内容	整備量
小規模多機能型居宅介護	「通い」を中心とし、利用者の状態や希望に応じて随時、「訪問」や「泊まり」を組み合わせて提供	平成20年度までに5カ所
認知症高齢者グループホーム	認知症高齢者に対して家庭的な雰囲気の中で過ごせる場を提供し、認知症の症状を和らげるとともに家族の負担の軽減を図る	平成20年度までに8カ所（16ユニット）
認知症対応型デイサービス	認知症高齢者に対して、介護や趣味活動、食事、入浴サービスなどを提供	平成20年度までに7カ所（定員：70人）
地域密着型介護専用型特定施設	在宅での介護が困難な人の利用を支援するため、定員29人以下の特定施設	平成20年度までに1カ所（定員：20人）
夜間対応型訪問介護	在宅にいる場合でも夜間を含め24時間安心して生活できるように、夜間において定期的な巡回訪問により、または通報を受け、訪問介護サービスを提供	人口20～30万人規模の都市部で実施するサービス
地域密着型介護老人福祉施設	定員29人以下の小規模の介護老人福祉施設	第4期介護保険事業計画で予定

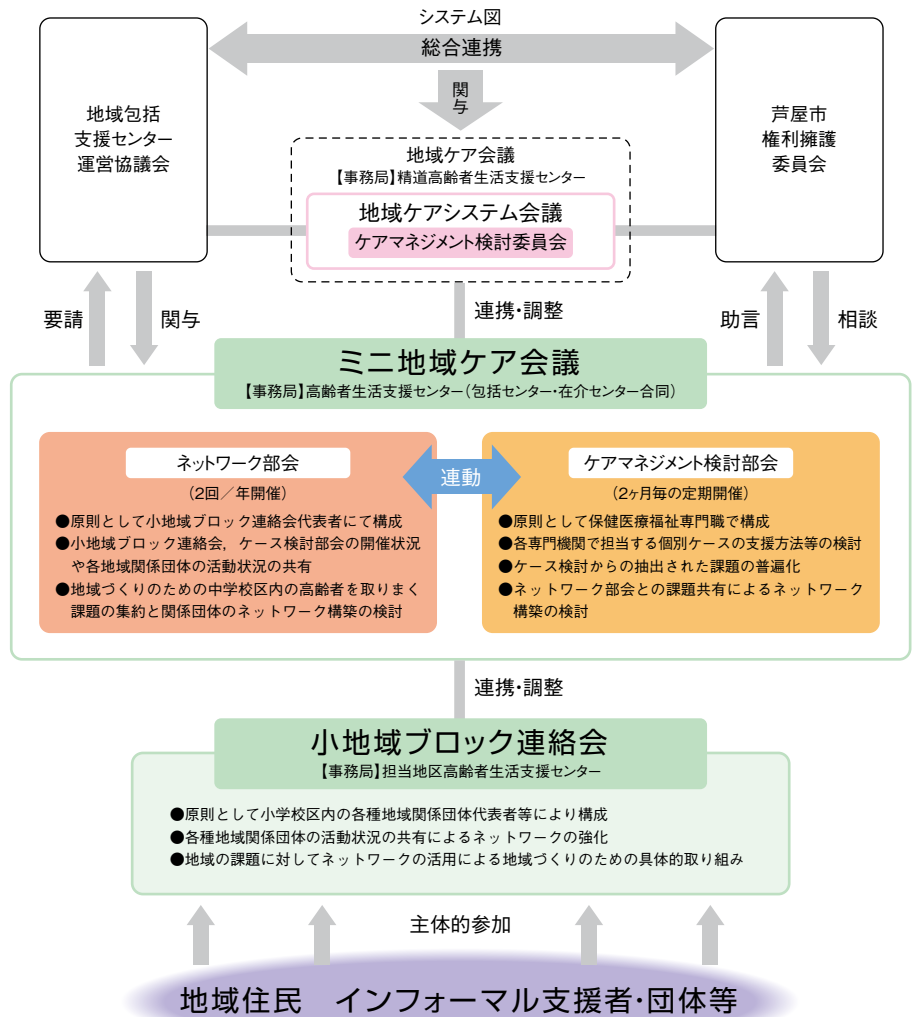
(2) 地域ケア体制の 充実を図ります

介護や支援を必要とする高齢者を地域で支え、支援を総合的・継続的に行うために、地域包括支援センターを核として、在宅介護支援センター、保健センター、福祉公社、社会福祉協議会等が連携し、適切なサービスを提供していきます。

また、民生委員・児童委員、福祉推進委員、ボランティア活動等様々な地域の取り組みを促進し、地域発信型ネットワーク化を図るとともに、健康づくりや介護予防、介護・リハビリテーションまでの一貫したケア体制の構築を目指し、行政と地域住民との協働によるケア体制の構築を図ります。



■ 芦屋市地域発信型ネットワーク（地域ケア体制）



(3) 地域での健康づくりの推進

今回の介護保険法の改正に伴い、特に「40歳から64歳の人」を重点的な対象者として健康づくりの事業を展開していきます。また、青壮年層にも働きかけ、生涯を通じた健康づくりの一環として、健康寿命の延伸と高齢期の生活の質の向上を目指していきます。

さらに、生活習慣病については、病気の早期発見や早期治療を促進するとともに、市民が地域の関係団体等と一体となって、活動的な85歳を目指した健康づくり活動を推進します。

③ 高齢者の尊厳に配慮したケアを推進します

(1) 高齢者の権利擁護を推進します

判断能力に不安のある高齢者に対して、福祉サービス等利用援助事業や成年後見制度の普及啓発と利用促進を図ります。また、高齢者の虐待については、高齢者権利擁護委員会を設置し、地域全体で虐待を予防するとともに、早期発見と適切な対応を図るための支援体制の構築に努めます。さらに、施設等における身体拘束ゼロに向けた取り組みを行います。

(2) 認知症高齢者対策を推進します

認知症に対する正しい理解啓発を行うとともに、早期発見や早期対応、認知症高齢者に適したサービスの質の向上を図ります。また、健康教育などの中に認知症を予防するプログラムの導入を進め、その予防を図ります。

さらに、認知症対応型通所介護や認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護などの地域密着型サービスの提供の促進、地域の認知症見守りネットワークの確立、認知症高齢者見守り事業等の対策を推進します。

4 サービスの質の向上と情報提供を推進します

(1) 介護給付適正化に向けた取り組みを行います

利用者が介護保険サービスを選択しやすいように事業者情報をより正確に提供していきます。また、事業者の不正・不適正なサービスを未然に防止するとともに、事業者指導の強化を図っていきます。

(2) 要介護認定の適正化に取り組みます

制度改正によって、要介護等認定調査は基本的に市町村が実施するのにもない、調査対象者一人ひとりの状態を正確に把握し、公平・公正、正確な認定となるように、調査員等に対する研修・指導の充実を図ります。

(3) 特別給付を実施します

短期入所生活介護床を補完するため、「特別給付」として緊急一時保護事業を実施しています。本計画では、提供基盤の整備を進めていくとともに、緊急一時保護事業の中で新たにナイトケア事業を実施し、在宅介護の促進を図ります。

(4) 相談・苦情対応体制の充実を図ります

介護に関する身近な相談窓口である地域包括支援センターを市民に周知し、スムーズなサービス利用へとつなげていくとともに、市が苦情対応の第一次的窓口の役割を果たすよう、相談対応体制の充実を図ります。

(5) 低所得者への配慮を図ります

今回の介護保険制度の改正にもない、保険料段階を細分化し、負担能力に配慮した保険料率を設定します。また介護保険施設等の居住費や食費は、原則、利用者負担となりましたが、低所得者については配慮を図っていきます。

5 積極的な社会参加の促進と安心のある暮らしづくりを進めます

(1) 生きがい対策を推進します

健康講座や教養・文化活動、世代間交流活動等の実施、芦屋市老人クラブへの加入呼びかけ、運動・スポーツの普及、気軽に参加できるレクリエーション活動の促進、ボランティア活動の参加促進等、生きがいと健康づくりを促進します。

(2) 雇用・就労対策を推進します

芦屋市シルバー人材センター、ハローワーク西宮等を通じて働く機会の充実を図るとともに、技術や技能取得講習を実施します。高齢者活用子育て支援事業や軽度生活援助事業を委託するなど高齢者の就労機会の確保・充実を図ります。

(3) 生活支援を推進します

介護や支援を必要とする人が、地域で安心して自立した生活を送れるように、一般施策事業を実施していきます。

在宅生活への支援	・緊急通報システム事業 ・軽度生活援助事業 ・日常生活用具給付事業 ・「食」の自立支援事業 ・自立支援ヘルプ事業
寝たきり・認知症の方への支援	・理（美）容サービス事業 ・寝具洗濯乾燥消毒サービス事業 ・要介護高齢者外出支援サービス
その他生活支援	・被災高齢者自立支援事業 ・高齢世帯生活援助員派遣事業

(4) 住み替えニーズに対応した住宅整備を推進します

住宅改造が必要になった方への助成を行います。またシルバーハウジング、シニア向け住宅、高齢者向け有料賃貸住宅、認知症対応グループホーム、有料老人ホーム等々、住まいの情報提供と整備を進めます。

(5) 安心のある生活環境づくりを推進します

詐欺や悪質業者の被害にあわないように、情報提供や対応の啓発、相談の充実に努めます。またひとり暮らし等高齢者世帯に対する見守り活動の促進、災害時の安否確認体制や避難体制の整備の促進等、防犯・防災対策を推進します。

介護保険サービスの事業見込み

1. 施設・居住系サービス利用者数の推計

■施設・居住系サービス利用者数の将来推計 単位：人

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成26年度
施設利用者数	625	655	673	768
うち要介護4・5	371	384	393	538
介護老人福祉施設	305	315	320	
介護老人保健施設	260	275	283	
介護療養型医療施設	60	65	70	
地域密着型介護老人福祉施設	-	-	-	
介護専用居住系サービス利用者数	146	146	164	
認知症対応型共同生活介護	126	126	144	
特定施設入居者生活介護(介護専用)	-	-	-	
地域密着型特定施設入居者生活介護	20	20	20	
要介護2～5に対する割合	43.1%	43.6%	43.0%	
要介護2～5の要介護等認定者数	1,789	1,838	1,949	2,775
施設・介護専用居住系サービス利用者数	771	801	837	1,017
施設利用者に対する要介護4～5の割合	59.4%	58.6%	58.4%	70.1%

■介護専用型以外の居住系サービス利用者数の将来推計

単位：人

	平成18年度	平成19年度	平成20年度
特定施設入居者生活介護(介護専用以外)	91	97	103
介護予防認知症対応型共同生活介護	-	-	-
介護予防特定施設入居者生活介護	15	16	17

■計画期間における施設整備数

単位：床

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	本市の整備総数(累計)
介護老人福祉施設	80	-	-	305
介護老人保健施設	-	80	-	275
介護療養型医療施設	-	-	-	0

■計画期間における居住系サービス等整備数

単位：床

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	本市の整備総数(累計)
認知症対応型共同生活介護	36	-	18	144
特定施設入居者生活介護(介護専用型以外)	40	-	-	165
地域密着型特定施設入居者生活介護	20	-	-	20

2. 居宅介護サービス利用者数と利用回数

■居宅介護サービスの必要量

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	
訪問介護	利用者数(人/年)	7,467	7,539	7,859
	利用者数(回/年)	144,284	146,329	149,444
訪問入浴介護	利用者数(人/年)	488	501	536
	利用者数(回/年)	2,426	2,462	2,539
訪問看護	利用者数(人/年)	2,503	2,564	2,702
	利用者数(回/年)	15,777	16,113	16,321
訪問リハビリテーション	利用者数(人/年)	199	204	217
	利用者数(回/年)	557	566	589
通所介護	利用者数(人/年)	3,792	3,735	3,708
	利用者数(回/年)	31,683	31,211	30,505
通所リハビリテーション	利用者数(人/年)	1,270	1,299	1,376
	利用者数(回/年)	8,518	8,738	9,000
短期入所生活介護	利用者数(人/年)	1,705	1,667	1,710
	利用者数(日/年)	14,395	14,169	14,762
短期入所療養介護	利用者数(人/年)	230	240	255
	利用者数(日/年)	1,668	1,732	1,795
居宅療養管理指導	利用者数(人/年)	1,856	1,882	1,961
福祉用具貸与	利用者数(人/年)	7,302	7,444	7,570
特定福祉用具販売	利用者数(人/年)	350	356	364
住宅改修	利用者数(人/年)	253	257	263
居宅介護支援	利用者数(人/年)	11,839	12,240	12,994

■居住系サービスの必要量

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	
特定施設入居者生活介護	利用者数(人/月)	91	97	103

3. 介護予防サービスの利用者数と利用回数

■介護予防サービスの必要量

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	
介護予防訪問介護	利用者数(人/年)	10,854	11,709	12,505
	利用者数(回/年)	73,342	83,081	84,459
介護予防訪問入浴介護	利用者数(人/年)	14	15	16
	利用者数(回/年)	7	8	8
介護予防訪問看護	利用者数(人/年)	733	767	779
	利用者数(回/年)	3,134	3,276	3,393
介護予防訪問リハビリテーション	利用者数(人/年)	65	85	92
	利用者数(回/年)	162	218	232
介護予防通所介護	利用者数(人/年)	2,880	3,139	3,367
	利用者数(回/年)	18,053	20,565	22,206
介護予防通所リハビリテーション	利用者数(人/年)	951	993	1,036
	利用者数(回/年)	4,615	4,672	4,946
介護予防短期入所生活介護	利用者数(人/年)	302	322	348
	利用者数(日/年)	1,328	1,446	1,569
介護予防短期入所療養介護	利用者数(人/年)	14	15	16
	利用者数(日/年)	15	22	31
介護予防居宅療養管理指導	利用者数(人/年)	437	485	526
介護予防福祉用具貸与	利用者数(人/年)	4,217	4,255	4,318
特定介護予防福祉用具販売	利用者数(人/年)	173	180	185
介護予防住宅改修	利用者数(人/年)	125	130	134
介護予防支援	利用者数(人/年)	14,491	15,623	16,718

■居住系サービスの必要量

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	
介護予防特定施設入居者生活介護	利用者数(人/月)	15	16	17

4. 地域密着サービスの利用者数と利用回数

■地域密着型サービスの必要量

		平成18年度	平成19年度	平成20年度
認知症対応型通所介護	利用者数(人/年)	1,651	1,651	1,987
	利用者数(回/年)	10,208	10,208	12,289
小規模多機能型居宅介護	利用者数(人/年)	598	900	1,194
	利用者数(回/年)	4,890	7,427	9,765
認知症対応型共同生活介護	利用者数(人/年)	126	126	144
地域密着型特定施設入居者生活介護	利用者数(人/年)	20	20	20

第1号被保険者の保険料について

第3期における第1号被保険者の保険料基準月額、4,400円となります。(現行3,300円)
 なお、所得段階別の保険料月額は次のとおりです。

所得段階別の保険料月額

対象者		保険料内容	
		基準額に対する割合	保険料月額
所得第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税	基準額 × 0.5	2,200円
所得第2段階	本人及び世帯全員が市民税非課税で本人の合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円以下のもの	基準額 × 0.55	2,420円
所得第3段階	本人及び世帯全員が市民税非課税で所得第2段階以外のもの	平成18年度 基準額 × 0.6	2,640円
		平成19年度 基準額 × 0.7	3,080円
		平成20年度 基準額 × 0.75	3,300円
所得第4段階	本人が市民税非課税で世帯に市民税課税者がいるもの	基準額	4,400円
所得第5段階	本人が市民税課税者で合計所得金額が200万円未満のもの	基準額 × 1.25	5,500円
所得第6段階	本人が市民税課税者で合計所得金額が400万円未満のもの	基準額 × 1.5	6,600円
所得第7段階	本人が市民税課税者で合計所得金額が400万円以上のもの	基準額 × 1.75	7,700円

第4次芦屋すこやか長寿プラン21

第4次芦屋市高齢者保健福祉計画および第3期介護保険事業計画

—概要版—

平成18年3月

- 発行/芦屋市
〒659-8501 兵庫県芦屋市精道町7-6
TEL 0797-31-2121 FAX 0797-38-2160
- 編集/芦屋市保健福祉部